

附則様式第1（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院名等

医療機関等の名称	所在地

3 現在の法人類型

 イ 出資額限度法人

 ロ 出資額限度法人以外の医療法人

(老人福祉法施行規則の一部改正)
 第四条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(有料老人ホームの設置者の報告事項)</p> <p>第二十一条の二 法第二十九条第九項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(都道府県知事への報告)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十一条の三 法第二十九条第九項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までにを行うものとする。</p> <p>(情報の公表)</p> <p>第二十一条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十項の規定により、同条第九項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)</p> <p>第二十一条の五 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第十一項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。</p> <p>(大都市の特例)</p> <p>第二十三条 令第十三条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合には、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)</p> <p>第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第九項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。</p> <p>(大都市の特例)</p> <p>第二十三条 令第十二条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合には、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。</p>

(中核市の特例)

第二十四条 令第十三条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

別表（第二十一条の二関係）

- 一 有料老人ホームの設置者に関する事項
設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項
 - イ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 有料老人ホームの類型
 - ハ 施設の竣工年月日
 - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日
 - ホ 施設までの主な利用交通手段
 - ヘ 居室の状況
 - ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
- 三 介護等の内容に関する事項
 - イ 当該報告に係る介護等の内容等
 - ロ 入居対象となる者
 - ハ 当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
 - ニ 利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
- 四 当該報告に係る介護等を利用するに当たつての利用料等に関する事項
- 五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

(中核市の特例)

第二十四条 令第十二条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

(新設)

別記様式第一を次のように改める。

(裏面)

第十八条

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立ち入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとして、四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

(表面)

第 号

質問又は立ち入検査を行う職員の証(第五条の二関係)

右の者は、老人福祉法に基づいて養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの関係者に対して質問し、又はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

平成 年 月 日

氏 名 (生年月日)

職 名

所 属 庁

顔写真 (押出スキャン)

氏 名

厚生労働大臣

氏 名

印

別記様式第一

別記様式第二の一

(裏面)

備考 この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

12 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

11 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（有料老人ホーム）

（報告の徴収等）

老人福祉法（抄）

第十八条

(表 面)

質問又は立入検査を行う職員の証（第五条の二関係）

第 号

顔写真
（押出スタンプ）

所属庁

職 名

氏 名（生年月日）

右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホームの関係者に対して質問し、又は当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

平成 年 月 日

都道府県知事

氏 名

印

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
第五節 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)
第六節 準用介護保険法第百三十八条第一項(令第二十八号から第三十二号までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 四 (略)
五 当該特別徴収対象被保険者が、法第五十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けないとき。
六 (略)

改 正 前

(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)
第六節 準用介護保険法第百三十八条第一項(令第二十八号から第三十二号までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 四 (略)
五 当該特別徴収対象被保険者が、法第五十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき。
六 (略)

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正)
第六節 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

附 則
(法附則第二条の厚生労働省令で定める施設)
第二十一条 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働大臣が定めるものとする。

改 正 前

附 則
(法附則第二条の厚生労働省令で定める施設)
第二十一条 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームその他厚生労働大臣が定めるものとする。

第七節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第百十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所)
第一条の四の二 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院とする。
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)
第三十四条の七 (略)
2 4 (略)
5 1 第一項及び第三項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新(居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。)を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第一号に定める種類の居宅サービスに係る指定居

改 正 前

(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所)
第一条の四の二 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設とする。
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)
第三十四条の七 (略)
2 4 (略)
(新設)

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 一 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第四号 第一項第四号
- 二 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第五号 第一項第五号
- 三 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第六号 第一項第六号
- 四 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第八号 第一項第八号
- 五 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第十号 第一項第十号

第三十四条の九 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第二号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 一 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第四号若しくは第十八条の二十九第一項第四号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第四号 第一項第四号
 - 二 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第五号若しくは第十八条の二十九第一項第五号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第五号 第一項第五号
 - 三 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第七号若しくは第十八条の二十九第一項第七号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第六号 第一項第七号
 - 四 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第九号若しくは第十八条の二十九第一項第九号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第八号 第一項第九号
 - 五 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第十一号若しくは第十八条の二十九第一項第十一号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第十号 第一項第十一号
- 5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の六第一号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第二項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。
- 一 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第四号、第三百三十一条の五第一項第四号、第三百三十一条の八の二第二項第四号又は第四百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号
 - 二 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第二項第五号、第三百三十一条の五第一項第五号、第三百三十一条の八の二第二項第六号又は第四百四十条の二十五第一項第五号 第一項第五号

(生活介護に係る指定の申請等)

第三十四条の九 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

- 三 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第六号、第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号
 - 四 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第八号、第三百三十一条の五第一項第九号、第三百三十一条の八の二第一項第十号又は第四百四十条の二十五第一項第九号 第一項第九号
 - 五 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第十号、第三百三十一条の五第一項第十一号、第三百三十一条の八の二第一項第十二号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十一号
 - 六 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第十二号、第三百三十一条の八の二第一項第十三号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十二号 第一項第十二号
- 第三十四条の十一 (略)
- 2・3 (略)
- 4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第三号に定める種類の居室サービスに係る指定居室サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
 - 一 介護保険法施行規則第二百二十一条第一項第四号又は第四百四十条の十第一項第四号 第一項第四号
 - 二 介護保険法施行規則第二百二十一条第六号又は第四百四十条の十第一項第六号 第一項第六号
 - 三 介護保険法施行規則第二百二十一条第八号又は第四百四十条の十第一項第八号 第一項第八号
 - 四 介護保険法施行規則第二百二十一条第十号又は第四百四十条の十第一項第十号 第一項第十号
 - 五 介護保険法施行規則第二百二十一条第十二号又は第四百四十条の十第一項第十二号 第一項第十二号
 - 六 介護保険法施行規則第二百二十一条第十三号又は第四百四十条の十第一項第十三号 第一項第十三号
 - 5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。
 - 一 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第四号、第三百三十一条の五第一項第四号、第三百三十一条の八の二第一項第四号又は第四百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号

(短期入所に係る指定の申請等)
 第三十四条の十一 (略)
 2・3 (略)
 (新設)

(新設)

- 二 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第五号、第三百三十一條の五第一項第五号、第三百三十一條の八の二第一項第六号又は第四百四十條の二十五第一項第五号
 - 三 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第六号、第三百三十一條の五第一項第七号、第三百三十一條の八の二第一項第八号又は第四百四十條の二十五第一項第七号
 - 四 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第八号、第三百三十一條の五第一項第九号、第三百三十一條の八の二第一項第十号又は第四百四十條の二十五第一項第九号
 - 五 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第十号、第三百三十一條の五第一項第十一号、第三百三十一條の八の二第一項第十二号若しくは第四百四十條の二十五第一項第十一号、第一項第十一号
 - 六 介護保険法施行規則第三百三十一條の五第一項第十二号、第三百三十一條の八の二第一項第十三号若しくは第四百四十條の二十五第一項第十二号
- 第三十四條の十四 (略)
- 第三十四條の十五 (略)
- 4 第三十四條の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。
- 2・3 (略)
- 4 第三十四條の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。
- 第三十四條の十五 (略)
- 2・3 (略)
- 4 第三十四條の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。
- 第三十四條の十六の二 法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、重度訪問介護、短期入所及び自立訓練とする。
- 第三十四條の二十六の三 生活介護について法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援(児童福祉法第六條の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)及び放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)とする。
- 第三十四條の二十六の四 法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。
- 一 居宅介護又は重度訪問介護 訪問介護(介護保険法第八條第二項に規定する訪問介護をいう。)
 - 二 生活介護 通所介護(介護保険法第八條第七項に規定する通所介護をいう。)
 - 三 短期入所 短期入所生活介護(介護保険法第八條第九項に規定する短期入所生活介護をいう。)
- 第三十四條の二十六の五 短期入所について法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める介護予防サービスの種類は、介護予防短期入所生活介護(介護保険法第八條の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)とする。

- (自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)
- 第三十四條の十四 (略)
- 2・3 (略)
- (新設)
- (自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)
- 第三十四條の十五 (略)
- 2・3 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

第三十四条の二十六の六 法第四十一条の第二項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

- 一 生活介護又は自立訓練 法第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスの種類は、地域密着型通所介護（介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、次号において同じ。及び指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをいい、介護保険法施行規則第十七条に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。次号において同じ。）
- 二 短期入所 小規模多機能型居宅介護及び指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス

第三十四条の二十六の七 生活介護、短期入所又は自立訓練について法第四十一条の第二項の厚生労働省令で定める地域密着型介護予防サービスの種類は、介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）とする。

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第三十四条の二十六の八 法第四十一条の第二項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業所の管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る障害福祉サービスの種類
- 三 前号に係る障害福祉サービスについて法第四十一条の第二項に規定する特例による指定を不要とする旨

（事業の廃止又は休止）

第三十四条の二十六の九 法第四十一条の第二項に規定する者であつて、介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（第三十四条の二十六の六に定める種類の地域密着型サービスに係るものに限る。）の事業又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止し、又は休止しようとする理由
 - 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項
 - イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き置き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
 - ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き置き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
 - ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者名
 - 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 2 前項の届出は、介護保険法第三十一条の十三第四項又は第四百四十条の三十第四項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行うことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）